

議事日程 (1)

平成28年9月7日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第42号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第43号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第44号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第45号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第46号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第47号 芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第48号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第11 議案第49号 平成28年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)

第12 議案第50号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)

第13 議案第51号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

第14 認定第1号 平成27年度芦屋町一般会計決算の認定について

第15 認定第2号 平成27年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

第16 認定第3号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第17 認定第4号 平成27年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第18 認定第5号 平成27年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第19 認定第6号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第20 認定第7号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

第21 認定第8号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

- 第22 報告第3号 平成27年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
第23 報告第4号 専決処分事項の報告について
第24 報告第5号 専決処分事項の報告について
第25 報告第6号 地方独立行政法人芦屋中央病院の平成27事業年度に係る業務実績に関する評価結果について
-

【 出席議員 】 (12名)

1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸 6番 妹川 征男 7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍聴者数 】 2名

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入ります前に、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

おはようございます。

事前に配付しておりました平成27年度主要な施策の成果で2カ所、平成27年度芦屋町公営企業会計決算審査意見書で1カ所の記載の誤りがございました。大変御迷惑をおかけしますことにお詫び申し上げます。議員の皆様方に新たに正誤表2枚を配付させていただいております。今後このようなことがないように努力をまいりますので、大変申しわけございませんでした。

.....

午前10時00分開会

○議長 小田 武人君

それでは、直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成28年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----

日程第1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月7日から9月21日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、5番、刀根議員と8番、田島議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

平成28年芦屋町議会第3回定例会の議案上程前に、平成28年芦屋町議会第2回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず1点目は、熊本地震被災地義援金の寄附及び人的派遣についてです。

6月定例会の一般会計補正予算において承認を受けておりました、熊本地震被災地義援金500万円につきましては、被災された熊本県内15の町村に対し、震災当初の被災状況に応じて、50万円から20万円の範囲で寄附を行いました。被災者の方々の支援に役立てていただくとともに、1日も早い復興を祈念いたします。

人的支援としましては、7月6日から8日までの3日間、熊本県益城町の罹災証明事務に1名を派遣するなど、8月末までで延べ3回、5人の職員を派遣しています。今後も職員派遣につきましては、福岡県からの要請に基づき対応を行ってまいります。

ボートレース芦屋では、6月29日、日本財団の笹川陽平会長を訪問し、熊本地震の復興支援として1,000万円を寄附しました。また、日本財団の支援活動に協力するため、6月20日から27日までの8日間、被災地に2人目の競艇事業局職員を派遣し、見舞金の支給や瓦れきの撤去作業などを行いました。

2点目は、芦屋基地への要望活動についてです。

芦屋町基地対策協議会の要望活動として、6月21日、町議会議長・区長会会長とともに芦屋基地司令に面会し、要望書を提出しました。内容は、滑走路延長に関する件について、新たな方向性が定まった場合の速やかな住民への説明の要請や、災害発生時の緊急避難場所としての基地開放、基地外居住者に対しての自治区加入促進の協力依頼など、9項目を要望しました。また、九州防衛局長への要望につきましても、今後、活動を予定しています。

3点目は、地域おこし協力隊の寄添者カフェについてです。

「人」に「町」に「心」に寄り添いたい者という意味で「寄添者」というネーミングをした地域おこし協力隊は、町民の方々とのコミュニケーションや人脈づくりを主な目的に、移動式の「寄添者カフェ あし屋」を企画し、6月24日から8月16日まで、週2回ペースで、合計14カ所で実施しました。

このカフェからの情報発信や、訪れていただいた方々とのコミュニケーションも十分でき、他地域の地域おこし協力隊からの問い合わせもあるなど、一定の成果を得たところです。今後も話題づくりや観光振興につながる活動を推進していきます。

4点目は、さわらサミット実行委員会についてです。

地域再生マネージャー事業の3年目の取り組みとして、「さわら」をテーマに地域ブランド化や地域内での生産から流通までの仕組みづくりなどを目標に、7月6日、漁業者や商工業者、金融機関など幅広い団体から次世代を担う12名のメンバーが集まり、第1回実行委員会が開催されました。福岡県内のサワラ料理を芦屋町に集結させ、グルメイベント「さわらサミット in 芦屋」を開催し、来場者の投票によりナンバーワンのサワラグルメを決定するというものです。イベントを通してサワラの魅力を発信するとともに、町全体の機運の醸成や各産業への波及効果を生み出す場として期待しております。

開催日時・場所は、来年の2月25日、26日の土日に、ボートレース芦屋で予定しています。今後、出展店舗の募集や広告宣伝、試食会など実行委員会で検討していきます。

5点目は、ボートレース芦屋の平成29年度プレミアムG Iの開催についてです。

日本モーターボート競走会は、7月8日、平成29年度のSGレース及びプレミアムG Iの開催地を発表し、ボートレース芦屋では、プレミアムG Iの第31回レディースチャンピオンを開催することとなりました。開催日程は平成29年8月1日から8月6日までの6日間で、15年ぶり2回目の開催となります。このレースを通して、さらなる売り上げ向上に取り組んでまいりたいと考えています。

6点目は、芦屋中央病院移転建かえの住民説明会についてです。

7月12日、15日、18日の3日間、山鹿公民館、芦屋東公民館、中央公民館で、延べ88人が参加して、芦屋中央病院移転建かえの住民説明会を開催しました。新病院の概要や診療機能、薬局の方針などをスライドで説明後、質疑に対する回答という内容で行われ、詳細については、広報あしや9月1日号で紹介しています。今後のスケジュールは、9月中旬に建築工事の入札を行い、10月から工事着工の予定で、30年3月の開院を目指します。

7点目は、あしや花火大会2016の開催についてです。

7月23日、あしや花火大会実行委員会主催によるあしや花火大会が、遠賀川河口一帯で開催されました。当日は好天に恵まれ、芦屋町の一大イベントとして多くのお客様が訪れ、楽しんでいただけたものと思っております。また、町内外を初めとする各事業所や企業、団体、各自治区の皆さんから、多大なる協賛金をいただきましたことに感謝を申し上げます。

8点目は、遠賀郡消防操法大会の開催についてです。

7月24日、遠賀町の遠賀総合運動公園グラウンドで、第24回遠賀郡消防操法大会が開催さ

れました。消防操法は、消火活動の基本的な操作の習得を目指すための手順で、設置された防火水槽から給水し、火災現場を意識した火点と呼ばれる的に目掛けて放水し、撤収するまでの一連の動作を演ずるものです。

この大会は、福岡県消防操法大会の予選を兼ねて、隔年開催されるものです。芦屋町からは第1分団の7名が参加し、厳しい訓練を積み重ねてきた日ごろの成果を発揮しましたが、残念ながら県大会出場には至りませんでした。

9点目は、芦屋町公共施設等総合管理計画の策定検討委員会についてです。

町が所有する公共施設などを長期的な視点から総合的・計画的に管理するため、8月1日、第1回芦屋町公共施設等総合管理計画の策定検討委員会が開催されました。委員会は、学識経験者を初め、町議会や教育委員会、各種団体など13名で構成され、計画策定の概要説明後、住民アンケート（案）について、さまざまな御意見をいただきました。

今後、アンケート結果を参考に、現状分析や管理計画の素案策定が進められ、12月から来年1月にかけてパブリックコメントを実施する予定で、3月末までに計画を策定します。

10点目は、西祇園橋グレードアップのワークショップ開催についてです。

西祇園橋の架けかえ事業は、事業主体の福岡県により、既に基礎調査や設計、地元協議を完了しており、現在は、国との協議や用地交渉を行っているところです。また、地元要望としてのグレードアップについては、5月から6月にかけて、地元関係団体など11名で構成するワークショップを3回開催し、響灘に面した白砂青松の美しい海岸線や室町時代に一世を風靡した国の重要文化財である芦屋釜など、豊富な地域資源との調和をコンセプトに、芦屋橋やなみかけ大橋を見学し、親柱や高欄、照明などの素案を作成しました。現在、福岡県がグレードアップの素案について、精査・検討しているところで、今後、町の方針が整いましたら議会に報告いたします。

11点目は、栃木県佐野市との青少年交流事業の開催についてです。

8月8日から10日まで、芦屋町から18名の小中学生が栃木県佐野市を訪問し、佐野市の小中学生と青少年交流事業を実施しました。この交流事業は、平成6年から始まり今年で23年目を迎え、鋳物づくりや郷土料理づくり体験、清流遊び、子どもサミットなどで交流を深めました。

茶の湯釜の産地として歴史的に共通した文化を持ち、海と山の異なった気候風土・文化を持つ佐野市と交流することで、さまざまなことを学び、子供たちにとっては、ふるさと芦屋を見つめ直すよい機会となったと思います。

12点目は、芦屋中学校の国際交流事業についてです。

8月17日から28日まで、芦屋中学校の生徒10人が、姉妹校の締結をしていますオーストラリア「オールセインツ・アングリカンスクール」へホームステイしました。この事業は、語学力の研修とともに国際的な感覚を学び、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成するた

めに行っているもので、今回で10回目です。生徒たちは、現地の文化に触れ合う体験研修や、ホームステイ先の家族との交流などを通し、大きく成長したものと思います。

13点目は、28年度前期職員採用及び後期職員採用募集についてです。

前期の職員採用については、4月19日から6月26日の間で、受験者99人に対し、一次試験の筆記試験、二次試験の集団面接、個人面接等を行い、9月1日付で4名、10月1日付で2名の計6名の採用となりました。

また、後期の職員採用については、8月22日に締め切りましたので、その状況について報告します。一般事務職は、採用予定3名程度の募集に対し、申込受験者数は、49名で、第一次試験は9月18日に九州共立大学で実施します。

14点目は、子ども医療費等の助成拡大についてです。

乳幼児・子ども医療費支給制度については、町の独自助成により、入院は中学3年生まで、通院は小学6年生まで、自己負担額を無料としていました。今回、10月1日からの福岡県の制度改正に伴い、子ども医療、ひとり親家庭等医療及び重度障害者医療の通院医療費を中学3年生まで無料にする助成拡大を行います。これにより、0歳から中学3年生までの入院・通院における医療費の自己負担はありません。なお、乳幼児・子ども医療は制度改正に伴い、名称が子ども医療に変わります。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第42号から日程第25、報告第6号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第42号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した団地を解体し管理戸数を縮減していますが、管理戸数の変動は長期にわたるため、同条の別表を簡素化し、増減に対し条例が影響を受けないように改めるものでございます。

議案第43号の芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した後水住宅の建てかえなどを計画しているため、同条の別表を簡素化し、増減に対し条例が影響を受けないように改めるものでございます。また、町の政策により、さまざまな事業推進が図られており、県外町外から人材が集まることを期待されるため、事業関係者等が入居できるよう条件を緩和するものでございます。

議案第44号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定及び議案第45号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されあわせて外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、平成28年5月25日に公布され、法律と同日から施行されることに伴い、芦屋町税条例の一部及び芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第46号の芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、関係条文の一部を改正するものでございます。

議案第47号の芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会を、芦屋町障害福祉計画推進委員会に兼ねるため、関連する条文の一部を改正するものでございます。

議案第48号の平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金14億7,189万8,176円のうち、10億円を建設改良積立金、残りを利益積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算議案でございますが、議案第49号の平成28年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ3,400万円を増額計上しております。

歳入につきましては、地域介護・福祉空間整備推進交付金を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しております。

歳出につきましては、福祉会館トイレ改修工事や地域介護・福祉空間整備等補助金などを措置しております。

議案第50号の平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入では、協力場の売上増に伴う発売金36億円を増額計上しております。

収益的支出では、発売金の増額に伴い、払戻金や場外発売委託料などの開催費35億2,120万2,000円を増額計上しております。

議案第51号の平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出では、汚水管渠の末端接続工事（竹並芦屋2号線）を行うため、460万円を増額計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金から補填しております。

次に、決算議案でございますが、認定第1号から第6号までは、各会計の平成27年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号及び第8号は、各公営企業会計の平成27年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告案件でございます。報告第3号の平成27年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第4号の専決処分事項の報告につきましては、柏原漁港護岸改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第5号の専決処分事項の報告につきましては、給食費支払請求に係る地方自治法第96条第1項第12号の規定による訴えの提起及び和解に関し、同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第6号の地方独立行政法人芦屋中央病院の平成27事業年度に係る業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第4項の規定により、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会より報告を受けましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明をいたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第49号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

補正予算第2号の9ページ、歳出、社会福祉費の2目、老人福祉総務費、説明の欄で、補助金

で350万、地域介護・福祉空間整備等補助金350万となっておりますが、これは、歳入のほうを見てみましたら、国庫補助金でございます。この費用はトンネルということになると思いますが、この福祉空間整備等補助金はどのような補助事業なのかということと、1事業所の上限額はいくらなのか、お答えください。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、経緯を申し上げます。国の平成27年度補正予算において、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る実施要綱が見直されまして、新たに介護ロボット導入促進に係る交付金制度が創設されております。目的としましては、国は介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護事業者の負担軽減を図るとともに、その活用モデルを他の介護サービス事業者に周知し、介護ロボット普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的として、ただいま申し上げましたとおり、介護ロボット導入促進事業に係る交付金制度を創設したものでございます。

このことを受けまして、本町でも調査しまして、意向を確認しましたところ、4事業者が整備意向を示しております、予算を計上しておりますところですが、一応補助率としましては、10分の10でございますが、1事業者当たりの上限額というのは、92万7,000円で設定されております。

以上でございます。

○議員 9番 辻本 一夫君

1事業者あたり92万7,000円ということですが、介護ロボットとは珍しい事業だと思っておりますが、この事業費を活用するためには対象事業者はいくつあって、そのうちの4なのかということ。対象事業者がいくつあって、そのうちの4事業者なんですかということをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町では対象要件施設としまして、通所介護、訪問介護、居宅介護、それから入所施設がございまして、全て20事業所でございます。これらについて、全て意向を確認した結果でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、認定第1号についての質疑を許します。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

12ページの土木費、住宅管理費の修繕料の500万について説明をお願いします。補正予算。補正予算。すいません。

○議長 小田 武人君

今田議員、確認します。補正予算の49号の12ページの質疑ですか。(発言する者あり)49号につきましては、先ほど質疑なしということで、質疑を打ち切っておりますので、質疑は成立いたしませんので。

ほか認定第1号についての質疑はございませんか。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

施策の成果及び予算執行の概算書のですね、22ページの高齢者支援係のところ、配食サービス事業利用者負担金、これが去年よりちょっと小額になっていますが、ちょっと40ページに飛びますと、委託料、老人福祉総務費の委託料、ここに高齢者配食サービス実施委託とあります。これは前年よりちょっとふえております。これ、ちょっと説明していただけますか。

そして、引き続き敬老祝金が下にあります。これ、前年よりちょっと、敬老祝金、ありますね、扶助費の敬老祝金、前年より100万円ぐらい何か減っています。その説明とですね、今度は34ページに行ってください。自治区活性化事業交付金700万円。これについてどのような成果が上がっているのか。よろしく申し上げます。3つほどです。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、配食サービスのほうから御説明させていただきます。歳入なんですけども、配食サービス事業利用者負担金として341万1,250円を収入しております。これは、昨年までは社会福祉協議会への高齢者の配食サービス委託金として相殺しておりましたけども、27年度から利用者負担金は負担金として、歳入計上するようにしたためでございます。いわゆる総計予算主義の方針をとったためでございます。したがって、40ページの歳出ですね、これにつきましては、歳出は歳出として計上するということですので、支出額が昨年より350万円多くなったというのが理由でございます。

それから敬老祝金でございます。昨年27年度は677万、前年度からですね、減っておりますが、これは明らかに対象人数が減ったためでございます。27年度につきましては345名に支払っておりますけれども、前年度は422名でございました。内訳を申しますと、1万円の方が27年度は110人だったんですけど、その前は165人。それから77歳の2万円の方が27年度は134人だったんですけども、その前の年が185人。それから88歳の方が、27年度は69人でございましたけども、88人。それから10万円の方は、27年度は3人だったんですけど、26年度は4人ということで、人数が大きく減少したために敬老祝金が減額したということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

それでは自治区活性化事業交付金について説明いたします。

これは、財源は23ページに上げております雑入の中で、競艇事業地元対策交付金700万を活用しております。この事業につきましては、各自治区でそれぞれ加入促進に向けた取り組みを行っていただいております。効果としましては、その事業の中で各区の老若男女と言いましょるか、小さな子供さんからお年寄りの方まで参加できるようなことで、自治区加入率を上げていただくような取り組みをそれぞれしていただいております。自治区加入率はすみません、細かい数字をただいま持っておりませんが、それがまだ今現在、維持できているのはこの活性化事業の効果というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

敬老祝金のところで、お年寄りが何か減っているということでちょっと驚いておりますが。イベントをやったりとかして、そのときに1,000円の商品券とか配っていらっしゃいますよね。それを受け取りに来ないという人たちもかなりいるとか聞いているんですけど、その数とかです。ね、わかりますか。どのように対処しているのか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、敬老祝金でございますけども、申請していただくことというのが原則でございますので、対象者の皆様に郵送で申請書を送付しております。なおかつ、それでも申請に来られない方については、また再度、御案内を申し上げるということで、ほぼ敬老祝金については100%に近い交付率が達成されております。

今、議員御指摘がございましたイベントと言われると、もう1つございますのが、いわゆる敬老会を実施したときに商品券を、1,000円の商品券を交付しておるんですけど、これについては案内通知が交付引きかえ券になりますので、それを全世帯の方に配付しているということで、こちらについては3,000人ぐらいの方が、70歳以上の方が対象でございます。こちらについては、2度目の勧奨はやっておりませんが、大体90%以上の方が1,000円の商品券のほうに交換していただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

48ページ、6款3項の3目、漁港管理費でございますが、この中で柏原漁港海岸土質・磁気調査委託101万5,200円となっております。これは当初予算と補正予算いずれにも計上がされていないということを聞いています。なぜこういう委託事業が必要になったのか、その理由と委託事業の内容を御説明願います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

柏原漁港海岸土質・磁気調査委託の件について回答いたします。

これは、今年度27年度に予算計上しておりました柏原の西方護岸の改修工事、それを実施する予定でしたが、実際には今年度、28年度に繰り越して工事を今現在終了しております。この西方護岸の改修工事の際に、海中に仮設道路をつくったりする工事がございましたので、

事前に海上保安庁のほうと工事についての協議を行ったところ、第2次世界大戦中に海中等に機雷等が残されている恐れのある区間、区域については、海底の調査をしなければいけないということが1つ。それと海底のダイオキシン等の土質調査を事前にして、それを海上保安庁のほうに報告しなさいということになりましたので、当初その調査というのを予算にも上げておりませんでしたので、この予算につきましては、同じ節にあります柏原漁港機能保全計画策定業務委託の予算残により、流用の決裁をとって予算措置を行い、この土質調査と磁気調査、機雷調査両方を委託して行いました。結果については、土質について特段の有害物質もございませんでしたが、磁気調査については、450センチ、4メートル50ぐらいの鉄パイプが1つ出てきましたけれども、特段危険なものではないということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、報告第6号についての質疑を許します。なお、本件については、今回初めて提出された報告議案であるため、最終日の全員協議会において、内容等の説明があることを申し添えます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第42号から日程第21、認定第8号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時00分散会
